

平 20 福情答申第 2 号

平成 20 年 9 月 30 日

福岡市長
吉田 宏 様
(保健福祉局保健医療部地域医療課)

福岡市情報公開審査会
会長 吉 野 正
(総務企画局総務部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例 (平成 14 年福岡市条例第 3 号) 第 20 条第 2 項の規定に基づき, 平成 20 年 3 月 26 日付け保医第 1645 号により諮問を受けました下記の異議申立てについて, 別紙のとおり答申いたします。

記

「医療法人〇〇〇 最新の決算書のうち, 貸借対照表, 損益計算書, 財産目録」の一部公開決定処分に対する異議申立て

答 申

1 審査会の結論

「医療法人〇〇〇 最新の決算書のうち、貸借対照表、損益計算書、財産目録」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件決定」という。）のうち、実施機関が公開するとした部分については、公開することが妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成 20 年 3 月 6 日付けで実施機関が本件対象文書の公開請求をした者（以下「公開請求者」という。）に対して行った一部公開決定処分
の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

① 平成 20 年 2 月 6 日、公開請求者は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成 14 年福岡市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。

② 平成 20 年 2 月 8 日、実施機関は、条例第 16 条第 1 項の規定に基づき、本件対象文書に情報が記録されている第三者である異議申立人に対し、意見書を提出する機会を与えた。

③ 平成 20 年 2 月 22 日、異議申立人は、本件対象文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した。

④ 平成 20 年 3 月 6 日、実施機関は、本件対象文書のうち、理事長印の印影は条例第 7 条第 2 号に該当するとして、条例第 11 条第 1 項の規定により本件決定を行い、その旨を公開請求者に通知した。

⑤ 平成 20 年 3 月 7 日、実施機関は、本件決定について、異議申立人に対しても同様に通知した。

⑥ 平成 20 年 3 月 25 日、異議申立人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

⑦ なお、実施機関は、異議申立人の申立てにより、本件異議申立てについて決定するまでの間、本件対象文書の公開を停止している。

3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

(1) 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書及び平成20年5月25日付け反論意見書並びに平成20年7月8日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

① 医療法人の財産と〇〇医師個人の財産の関係

ア 昭和60年12月の医療法改正により、最低人数に関する制約がなくなり、1人または2人の診療所でも医療法人の設立が認められるようになり、いわゆる一人医療法人が設立可能になった。

そして、当院が一人医療法人である事は、当院の表札に医師名として一名しか掲げられていないことから、外見上も明らかな事実である。また、役員として他に理事が2人いるが、いずれも〇〇医師の家族であり、役員報酬等はほぼ〇〇医師に支払われている状態である。

確かに法律上は形式的に法人と個人は分離されたものと扱われているが、一人医療法人に限っては分離がほぼないに等しい。

なお、裁判例は、法人でありながらこれを個人と同視する法理を認めている。その要件としてその個人が法人を支配していることや個人の業務と法人の業務が同一であることなどであるが、当院については、〇〇医師が法人の資産、財産を全て拠出し、法人の唯一の医師として管理支配していること、業務は〇〇医師1人で行ない、財産は全て〇〇医師が管理処分している状態で、当院は、裁判例に照らしても法人と個人が同一視されるに等しい状態である。

それゆえに、形式的には法人であるが、当院は実質的には個人とほぼ一体を為す関係にある。

イ かかる一人医療法人の特殊性から、本件決算書類記載事項は実質的には〇〇氏個人の決算書類を記載している情報であり、少なくともそうであると容易に推測されうる情報である。したがって、かかる情報を公開することは個人一人の財産を開示するに等しい。

特に、本件貸借対照表のうち、【流動資産】「現金・預金」欄については仮にかかる科目欄が開示されれば、医療法人内部もしくは〇〇氏の自宅に現金・預金が存在することが具体的に明らかになる。

この表示欄が公開され、例えばネットで公開される等流通されることになれば、直ちに犯罪グループの標的になるおそれが高い。

これは貸借対照表のうち【固定資産】の非公開項目欄、販売費及び一般管理費表の「役員報酬」欄についても同様のことが言える。特に、「役員報酬」欄については〇〇医師と密接に関わる事項である。

また、当該部分についてのみ非開示としても、その他の欄から現金預金欄、役員報酬欄は容易に判明するため、流動資産の細目部分、一般管理費表については全て非開示とすべきである。

ウ この点につき、弁明意見書は、特定の個人の情報を把握することは極めて困難であるとす。しかしながら、当方が述べているのは単純に役員数で割った報酬額が一人当たりの報酬額と算定しているのではない。理事長が最も多額の報酬を受けていることの想像は誰であつてもつくことから、決算書役員報酬欄を見れば、理事長個人について、少なくとも役員報酬を役員数で割った数よりも多額の報酬をもらっているとの計算をすることができ、理事長の報酬は少なくとも何万以上であるという算定が可能である。そして、仮にそれが高額所得と判明すれば、細かい数字がわからなくとも犯罪の使用目的には十分な情報であるということである。

② 医療法人の財務諸表の公開についての考え方について

ア 弁明意見書の医療法人の財務諸表の公開についての考え方は、あまりに形式的な結論ありきの解釈であつて、医療法人の情報、特に一人医療法人についての情報を無制限に公開することの不利益を何ら鑑みていない。

イ 医療法人の財務諸表の公開についての考え方からみても、医療法人の運営適正確保のために必要な情報は、本来的には医療法改正に基づく事業報告書の様式に定められている「資産額、負債額、純資産額」の大項目及び部分的な中項目までと考える。それゆえに、医療法改正からみても、法的に閲覧を要求されている情報は医療法改正に基づき開示が求められている情報であつて「役員報酬」等の情報については法的に見て公に公開すべき情報ではないことを示しているものといえる。

付言するならば、医療法改正前は様式が定まっていなかったことから、当院は本来的には提出する必要のない情報まで記載された決算書類全部をそのまま提出していた。その際は、まさかかかる書類が一般公開されるとは露にも思っていなかったものである。

また、弁明意見書によれば、今後将来についても、事業報告書の様式が異なることをもって不受理としないと述べているが、仮に不受理としないならば、提出された書類全ての情報について医療法は提出を求めているわけではないこと及び仮に提出すれば福岡市では全て一般公開されるということを前もって説明すべきであろう。

③ 情報の性質と犯罪に使われる恐れについて

ア 情報の分析は受け手によって様々である。仮に送り手が法人の財産という事に限って開示したとしても、受け手が情報をいかに用いるかは自由である。

本件開示対象となっている情報は財産情報であるところ、財産の内容はその情報の性質上特に犯罪目的に使用するのに必要かつ犯罪目的に取引されやすい情報である。すなわち、計画的な財産犯の遂行にとって被害者の財産情報取得はリスクを考える上で重要かつ困難な作業であり、金銭を支払ってでも必要としてい

る情報である。犯罪グループの中で、高所得者の標的リストが高額で取引されている現実もある。

特に医師については、実情はどうあれ世間的には高収入の職業であると言われており、医師個人の財産に極めて近い情報であればさらに犯罪目的に使用されるおそれは高まる。

イ 現在〇〇医師の自宅周辺では、昨年より、不審車の目撃等不穏な状況が続き、昨年11月末、自宅周辺につき警察にパトロール強化の依頼をしているが、家族の危惧感、不安感は非常に大きい。その上で本件請求が行われていることが判明し、仮に不審車が何らかの犯罪を行おうとしている者であれば、その犯罪の遂行に役立つことは明らかであり、〇〇医師の危惧感は極限にまで高まっている。

④ 条例の目的について

本件開示請求の対象となっている情報は、個人の財産を公表するに等しいものであって、かかる情報について開示したとしても、条例の目的に基づいた開示請求とは明らかにいえない。個人情報保護が叫ばれている今日において、本件開示が時代に逆行しているのはあきらかである。

他方で、本件情報が開示されて犯罪グループの手に渡れば、〇〇医師は絶好の標的となり、犯罪に巻き込まれる恐れが高い。

それゆえ、利益考量的に見ても、本件情報は条例の目的に照らして情報開示の必要性が極めて低いのに対し、保護の必要性が高い情報に該当する。

⑤ 条例第7条第3号の解釈について

ア 照会回答書によると、実施機関は、現金、役員報酬等の情報公開が条例第7条第3号に該当しないと判断している。

イ しかしながら、条例第7条第3号に該当するケースが条例の解釈指針に限られるものではないことは明らかであって、また、本件意見により不開示とされた項目についても、上記解釈によっては非公開情報に当たらないことは明白である。そうであるならば、解釈指針を形式的にあてはめて判断するのは妥当ではない。

ウ ちなみに、非公開とされた項目については、従来保健福祉局の解釈を純粋に考えれば、条例第7条第3号の解釈と考えられるが、本件弁明意見書によれば、条例第7条第2号の解釈により非公開としたとのことである。しかし、上記解釈が可能ならば、資産の中の「現金・預金」についても、通帳その他で具現化しているものであって、非公開とした項目と具体的にどのような違いがあるのか理解できない。

⑥ 結論

以上述べた理由より、本件対象文書は、条例第7条第3号の「公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」に該当する文書として非公開とすべきである。

仮に、全部の非公開が認められないとしても、対象文書項目中、貸借対照表のうち、【流動資産】「現金・預金」欄及びそれに関連する部分（流動資産の細目部分）、一般管理費表欄については非公開とすべきである。特に、「役員報酬」欄については、条例第7条第1号「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、平成20年4月21日付け弁明意見書及び平成20年7月8日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

① 医療法人の財務諸表の公開についての考え方

医療法人は営利を目的としない中間法人に位置づけられていて、その公益性は高く、運営の透明性の確保が求められている。社会医療法人（特別医療法人）を除いては収益事業が禁止されるなど、医療法人が行うことができる事業は限定されており、医療法（昭和23年号外法律第205号。以下「法」という。）第54条の規定では剰余金の配当が禁止され、非営利性を担保した適正な運営に資さなければならないことから医療法人の財政状況を示す財務諸表は非公開にしなければならない理由はないと考える。

また、法が改正され（平成19年4月1日施行）、法第52条第2項の規定により、事業報告書等は閲覧の請求があった場合には、それを閲覧に供しなければならないとなったが、地域の医療提供体制を担う医療法人に対する信頼をさらに高めるべきであるとした医療法人制度改革の考えからも、改正前の医療法に基づき提出された決算届（財産目録、貸借対照表、損益計算書）についても開示することは妥当であると考えられる。条例第7条では、非公開情報を除いて公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならないと規定されている。非公開情報とは本条第1号から第6号に掲げられている情報であるが、非公開情報に当たらないと判断した理由は次のとおりである。

財産目録、貸借対照表、損益計算書（以下「財産目録等」という。）からは、当該法人の一定期間及び一定時点における財政状態や経営成績、資産及び負債が明らかとなるものであり、経営の規模や収支の状況から経営の状況はおおむね把握することは可能である。しかし、資産の運用方法や経営戦略など具体的内容が記されていないならば、当該法人の明確な経営手法や戦略をうかがい知ることは困難であり、競争上の地位を害するおそれがあるとは考えにくい。したがって、財産目録等から判断される財政状態や収支の結果から当該法人の信用を著しく失い、経営の継続が困難に陥るほどの蓋然性は認められない。なお、「正当な利益を害するおそれ」の

同条例上の解釈では、法人等の正当な利益が、具体的かつ明らかに侵害されると認められる場合を意味し、「おそれ」の程度については、単なる抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する高い蓋然性を求めている。また、財産目録等の項目については、法人の個別具体的な事項（金融機関名や取引先等）は、法人の施策や経営ノウハウ等が把握できるおそれがあるため非公開とするが、決算書類の一般的な区分は原則公開とする取り扱いを行っている。

② 申立人の意見について

ア 医療法人の財産と〇〇医師個人の財産の関係について

当該法人は、一人医療法人であり法人と個人は同一視されるのに等しい状態であり、実質的には理事長個人の財産を開示することに等しいとの意見であるが、医療法人は法第44条の規定による認可を受けて設立された法人であり、医療事業の経営主体が医業の非営利性を損なうことなく法人格を取得する途を開くことにより資金の集積を容易にし、医療機関の経営に永続性を付与し、私人による医療機関の経営困難を緩和することを目的としている。よって法人と理事長個人とは、財産及び経営等は明確な分割がなされ、また、対象文書中の「役員報酬」、「給与」、「賞与」については、法人の役員や従業員に対するものであるが、対象文書からは理事長をはじめとする特定する個人の情報を把握することは極めて困難であると考えられる。なぜなら、当該法人の場合、従事する医師は理事長一人であり、理事長が最も多額の報酬を受けていることの想像はつくが、支払金額等の実態は法人により異なる。また、医療法人の役員の就任状況は一般的に公表される事項ではなく、例え役員数が判明したとしても職務内容等により役員報酬は異なることもあり、当該法人の役員報酬を単純に役員数で割った報酬額が一人あたりの報酬額と算定するのは不合理である。

イ 情報の性質と犯罪に使われる恐れ、現在の〇〇医師を巡る不穏な状況について

条例第7条第3号の解釈によると、「人の生命、身体、健康、生活若しくは財産の保護に支障を及ぼす」とは、公にすることにより特定の個人の行動予定や居住の間取り等が分かり、これらの人が犯罪の被害を受けるおそれがある場合とある。また、「犯罪の予防に支障を及ぼす」とは公にすることにより、犯罪等を防止するための行為が、その目的を達成できなくなる場合や、犯罪を誘発し、又は犯罪が容易となる場合等を示しているが、対象文書からは特定個人の財産や行動予定、居住の間取りなどの情報を得ることは極めて困難であると考えられ、また、対象文書を公開することによって、犯罪が容易になるとは考えにくく、非公開にする理由にはあたらないと判断した。

なお、本市においては公開決定処分をした同様の公文書公開請求に対する異議申立てにおいて、「物騒な世の中で何時当院が犯罪等に巻き込まれるのではないかと心配している」旨の主張に対して、本市情報公開審査会は、本件対象公文書を公にすることにより、当該法人の財産状況が明らかになったとしても、直ちに犯罪を誘発し、又は犯罪が容易になる場合等は考えにくく、この点につき異議申

立人の主張は認められないとの答申が出されている。

条例第7条第3号の解釈については、対象文書を公開したことにより、直ちに犯罪に結びつく可能性について考えたものであるが、対象文書からは法人の財産の状況を把握することは可能であるが、財産があることをもってのみ犯罪が容易に行われることは考えにくいとの考えたものである。

また、貸借対照表の非公開項目については、当該法人の財産に関する具体的な内容を示しており、その個別の財産及び評価額が開示された場合に当該法人の正当な利益を害する恐れがあり、条例第7条第2号に該当するものとして、非公開情報としている。

ウ 条例の目的について

本件情報は条例の目的に照らして情報開示の必要性が極めて低いのに対し、保護の必要性が高い情報に該当するとの意見については、公開請求に係る公文書は、非公開情報が記録されている場合を除き、公開しなければならないとされており、対象文書は前述までのおり条例第7条に規定する非公開情報にあたらなと判断している。

また、医療法人はその地域における医療の重要な担い手として、提供する医療の質の向上及びその運営の透明性の確保が求められ、営利を目的としないことから公益性の高い法人であり、今般の医療法改正により、事業報告書等の閲覧を請求された場合は都道府県知事(福岡県事務処理の特例に関する条例により福岡市長)は閲覧に供しなければならなくなったところである。

エ 法改正について

法改正により医療法人の事業報告書等は閲覧の請求があった場合は閲覧に供することになったが、その運用については法上の規定はなく、各自治体の判断によるものである。本市では、事業報告書等の様式は厚生労働省の通知を参考に定めてはいるが、医療法人から従来どおりに税務署に提出する書類をそのまま提出されたとしても、様式が異なることをもって、不受理にすることはしないものである。

③ 結論

医療法人の財務諸表の公開に係る当課の考え方及び先に出された同様の公文書公開請求に係る決定に対して異議申立てがなされた答申をふまえて本件対象文書について検討した結果、非公開とした情報を除いては公開することは妥当であると考え

4 審査会の判断

当審査会は、上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、実施機関が非公開とした部分については特段の判断をする必要性はないことから、本件決定のうち、実施機関が公開するとして、異議申立人が異議を申し立てた部分についてのみ、次の

とお判断する。

(1) 医療法人について

- ① 病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は老人保健施設を開設しようとする社団又は財団は、法の規定により、これを法人とすることができ、この法人を、医療法人と称する（法第 39 条）。

医療法人については、昭和 25 年に民間非営利部門として位置づけるための制度が法上に創設され、制度創設時より一貫して剰余金の配当が禁止され（法第 54 条）、営利性が否定された法人制度である。

また、これまで医療法人は、地域の医療提供体制の担い手の中心として、地域で求められる医療サービスを確実に、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、提供する医療サービスの質の向上及び経営の透明性の確保を図ってきたところである。そのため、地域での医療サービスを行うという公益性の高い医療法人の決算情報の公開に係る問題は、社会的要請と法人等の正当な利益等の保護とを十分考慮して行われるべきものである。

- ② 医療法人の財産目録等については、平成 19 年 4 月 1 日改正前の法（以下「改正前医療法」という。）においては、毎会計年度の終了後二月以内に、決算を都道府県知事に届け出なければならない（改正前医療法第 51 条第 1 項）。決算を届け出るときは、財産目録等を提出しなければならない（改正前医療法施行規則第 33 条）。また、財産目録等の閲覧については、医療法人の債権者は、医療法人の執務時間内はいつでも、その書類の閲覧を求めることができる（改正前医療法第 52 条第 2 項）と規定されていた。

一方、法が平成 19 年 4 月 1 日改正され、毎会計年度の終了後三月以内に、都道府県知事に財産目録等を届け出なければならない（法第 52 条第 1 項）。また、財産目録等の閲覧については、医療法人（社会医療法人を除く。）は、財産目録等を各事務所に備えて置き、その社員若しくは評議員又は債権者から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない（法第 51 条の 2）。さらに、医療法人の経営の透明性を確保し、地域の医療提供体制を担う医療法人に対する信頼を更に高めるため、新たに、都道府県知事は、届出のあつた財産目録等について請求があつた場合には、閲覧に供さなければならない（法第 52 条第 2 項）と規定されており、一般人からも都道府県知事に閲覧を請求できることとなっている。

なお、財産目録等の届出及び閲覧先については、福岡県事務処理の特例に関する条例（平成 11 年条例第 37 号）第 2 条中の別表の六に「法第 52 条第 1 項の規定による医療法人の事業報告書等の受領」、同ノに「法第 52 条第 2 項の規定による医療法人の定款、事業報告書等の閲覧」において、福岡市で行うものと規定されている。

(2) 本件対象文書について

- ① 本件において、公開請求者が公開を請求した公文書は、当該医療法人から福岡市長に、改正前医療法第 51 条第 1 項に基づく決算に関する書類として提出された以下の財産目録、損益計算書及び貸借対照表である。

ア 財産目録

財産目録とは、一定の時点において、法人が保有するすべての資産（土地、建物、現金、預金等）の金額とすべての負債（借入金等）の金額について、その区分、種類ごとに一覧にし、法人の財産状況を明らかにしたものである。

イ 貸借対照表

貸借対照表とは、法人の一定時点（決算日）における資産・負債・資本の総括表であり、法人の財政状態を表したもので、「資産の部」、「負債の部」及び「純資産の部」に分かれており、資産の部には、当該医療法人の資産勘定として流動資産、固定資産及び資産合計の金額が表示される。一方、負債の部には、負債勘定として流動負債、固定負債及び負債合計の金額、純資産の部には、株主資本及び合計の金額並びに負債・純資産の部合計の金額が記載されている。

ウ 損益計算書

損益計算書とは、一定期間の経営成績を明らかにするもので、わかり易く言えば、どのように利益が出たのかを表にまとめたもので、医療法人の本来業務である病院及び診療所の事業並びに附帯事業等ごとに、その損益として、売上高、売上原価、販売費及び一般管理費、営業外収益、営業外費用、特別利益、特別損失の金額及び販売費及び一般管理費と棚卸資産の内訳の金額が記載されている。

- ② そして、実施機関の説明によると、損益計算書及び貸借対照表については、平成 7 年 4 月 20 日付け指第 26 号厚生省健康政策局指導課長通知「決算の届出等について」により、医療法人全体、病院・診療所及び介護老人保健施設に係る様式が示されており、福岡市もこの様式と同様の内容で届け出様式としている。しかし、財産目録については、上記指導課長通知において特段様式は示されておらず、福岡市も様式を示していない。また、損益計算書及び貸借対照表については、福岡市の指定様式とともに、市の示した様式以外に医療法人独自の様式も認めており、本件法人の独自様式が本件対象文書となっている。

- ③ 実施機関は、本件対象文書からは、当該法人の一定期間及び一定時点における財政状態や経営成績、資産及び負債が明らかとなるものであり、経営の規模や収支の状況から経営の状況はおおむね把握することは可能である。しかし、資産の運用方法や経営戦略など具体的内容が記されていないならば、当該法人の明確な経営手法や戦略をうかがい知ることは困難であり、競争上の地位を害するおそれがあるとは考えにくいとして、本件対象文書のうち、当該法人の貸借対照表の一部科目を除いて、公開するとしている。

- ④ なお、実施機関は、本件対象文書の公開について、異議申立人の申立てを受けて執行停止をしており、現時点で公開は実施されていない。

(3) 条例第7条第2号（法人等事業情報）該当性について

- ① 条例第7条第2号（以下「第2号」という。）は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等については、同号ただし書に定める情報を除いて、非公開情報と規定している。

- ② また、「正当な利益を害するおそれ」とは、公にすることにより、法人等の事業活動に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、法人等又は事業を営む個人の正当な利益が、具体的かつ明らかに侵害されると認められる場合を意味すると解される。そして、その判断に当たっては、当該情報の内容及び性質、当該法人等又は事業を営む個人の事業内容、行政との関係、憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性等を考慮して、総合的に判断する必要がある、「おそれ」の程度については、単なる抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する高い蓋然性が求められる。

- ③ 医療法人は、医療という人の生命、身体の安全に関わる公益性が高い事業を行う非営利法人（医療法人）であり、その収入の基本的な部分が、国民皆保険制度の下における健康保険という公共性の高い資金によって賄われているものであることからすると、このような公益性の高い医療法人の決算情報については、法人運営の透明性や医療法人制度に対する国民の信頼感を高めるために公開することが望ましいことであると考えられる。

- ④ また、財産目録等は、改正前医療法によると、その閲覧を医療法人に求めることができる者は、医療法人の債権者に限られているが、この債権者に対して閲覧を認めていることは、債権者の利益の保護のため、医療法人自らが行わなければならない財産目録等の公開について規定したものである。他方、都道府県知事に届け出られた財産目録等の閲覧について、改正前医療法には何ら規定されていない。このような法規定の下では、届け出られた財産目録等について公開請求された場合には、公開・非公開の判断は、条例のみに照らして判断すれば足りると考える。

- ⑤ 以上のことを踏まえて、本件対象文書について検討すると、財産目録等においては、異議申立人の全般的な財務状況がわかる情報ではあるものの、異議申立人の医療行為や取引行為に関する具体的な情報は記録されておらず、本件対象文書を公開することにより、その営業上、技術上のノウハウや取引上、経営上の秘密

が具体的にわかる情報とは言えないものであるとともに、さらに、上記4(1)で述べたとおり、公益性が高い医療法人は、経営の透明性を確保して市民の信頼を高めるべきという近時の社会的要請により法改正が行われた経緯もあわせて考慮すると、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあるものとは認められず、第2号には該当せず、公開することが妥当である。

(4) 条例第7条第1号（個人情報）該当性について

① 条例第7条第1号（以下「第1号」という。）は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが公にすると個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書のアからウまでに掲げる情報を除いて、非公開とするものと定めている。

② 異議申立人は、当院が一人医療法人であることは、当院の表札に医師名として一名しか掲げられていないことから、外見上も明らかな事実である。また、役員として他に理事が2人いるが、いずれも〇〇医師の家族であり、役員報酬等はほぼ〇〇医師に支払われている状態である。確かに法律上は形式的に法人と個人は分離されたものと扱われているが、一人医療法人に限っては分離がほぼないに等しい。

かかる一人医療法人の特殊性から、本件決算書類記載事項は実質的には〇〇氏個人の決算書類を記載している情報であり、少なくともそうであるとは容易に推測されうる情報である。したがって、かかる情報を公開することは個人一人の財産を開示するに等しいと主張している。特に、「役員報酬」欄については、条例第7条第1号「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると主張している。

③ 本件対象文書は、法により設立された医療法人に関する情報であり、一人医療法人の設立が認められた趣旨からみても、医療法人の財務状況に関するものと認められ、個人の財産状況と見ることは妥当でない。また、役員報酬は、一人しかない場合は、特定の個人が識別されるため非公開とすべきであるが、当院が一人医療法人であることから、医師が一人ということは容易に分かるからといって、本件対象文書には役員の氏名や人数の記載はなく、異議申立人が役員として他に理事が2人いると説明していることからすると、その役員報酬すべてが一人の報酬とは考えられないとともに、役員人数が少人数であっても、特定の個人を識別できものとは認められず、公開することが妥当である。

(4) 条例第7条第3号（生命等保護情報）該当性について

- ① 条例第7条第3号（以下「第3号」という。）は、公にすることにより、市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を非公開とすることを定めたものである。「犯罪の予防に支障を及ぼす」とは、公にすることにより、犯罪等を防止するための行為が、その目的を達成できなくなる場合や、犯罪を誘発し、又は犯罪が容易となる場合等をいうと解される。
- ② 異議申立人の主張を要約すると、本件開示請求の対象となっている情報は、個人の財産を公表するに等しいものであって、本件情報が開示されて犯罪グループの手に渡れば、〇〇医師は絶好の標的となり、犯罪に巻き込まれる恐れが高い。それゆえ、利益考量的に見ても、本件情報は条例の目的に照らして情報開示の必要性が極めて低いのに対し、保護の必要性が高い情報に該当すると主張しているものと解される。
- ③ しかしながら、本件対象文書を公にすることにより、当該法人の財務状況が明らかになったとしても、直ちに犯罪を誘発し、又は犯罪が容易となる場合等は考えにくく、この点につき異議申立人の主張は認められない。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成20年 3 月27日	実施機関からの諮問
平成20年 4 月11日(第1部会)	審議
平成20年 4 月21日	実施機関が弁明意見書を提出
平成20年 5 月 9 日(第1部会)	審議
平成20年 5 月23日	異議申立人が反論意見書を提出
平成20年 7 月 8 日(第1部会)	異議申立人及び実施機関からの口頭意見聴取及び審議
平成20年 9 月11日(第1部会)	審議

6 答申に関与した委員

吉野正，臼杵昭子，多田利隆，福山道義